

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、福山市うつみ市民交流センター温浴プール管理運営等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により公告します。

2026年（令和8年）2月24日

福山市長 枝 広 直 幹

1 入札に付する事項

(1) 業務名

福山市うつみ市民交流センター温浴プール管理運営等業務委託

(2) 業務場所

福山市内海町88番地60

(3) 業務の内容等

福山市うつみ市民交流センター温浴プール管理運営等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められた者とする。

- (1) 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 令第173条の規定による指定公金事務取扱者等の要件に該当する者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当していないこと。
- (8) 次のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第

三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(9) 日本赤十字社の救助員の有資格者を有する者であること。

(10) 遊泳用プールの衛生基準(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)及びプールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定)に基づくプール衛生管理者講習会の修了者を有するものであること。

(11) 警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定を受けている者で、同法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の修了者を有するものであること。

(12) 2008年度(平成20年度)以後に温浴プールの管理運営の受託業務について、通算2年以上の業務実績がある者であること。

(13) 本店、支店又はこれに準ずるものを福山市内に有する者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式1号)の提出と併せて、次に掲げる書類を郵便又は信書便、若しくは持参により提出すること。ただし、次の(エ)及び(ク)から(コ)までに掲げる書類は、申請書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(様式1号)

イ 同種の委託業務に関わる実績調書(様式2号)

ウ 有資格者・講習会修了者名簿(様式3号)

エ 商業登記簿謄本(写しでも可)

オ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」の写し)

カ コンプライアンスポリシーが記載された書類

キ プライバシーポリシーが記載された書類

ク 完納証明書(福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの(写しでも可)。福山市に納税義務のない者を除く。)

ケ 納税証明書(国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの(写しでも可))

コ 印鑑証明書(原本)

サ 使用印鑑届(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に限る。)

シ 委任状(権限を支店長、営業所長等に委任する場合に限る。)

ス 資格確認結果通知書等の送付用封筒（長形 3 号封筒に宛先を記入の上、切手 4 1 0 円を貼付し、「速達」と朱書すること。）

様式等は福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ) へ掲載を行う。

(2) 申請期間

2026 年（令和 8 年）2 月 2 4 日（火）から同年 3 月 9 日（月）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間とする。

(3) 申請方法

申請書の提出は、郵便又は信書便（郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。)) 若しくは持参により提出すること。書留郵便等の場合において、2026 年（令和 8 年）3 月 9 日（月）午後 5 時 1 5 分までに必着させること。

(4) 申請書の提出先及び申請に関する問合せ先

福山市内海町 8 8 番地 6 0

福山市市民局市民部沼隈支所内海支所

TEL (084) 986-3111

4 入札参加資格確認の結果通知

(1) 入札参加資格確認の結果については、2026 年（令和 8 年）3 月 1 3 日（金）までに書面により資格確認結果通知書を発送する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を記載する。

(2) 入札参加資格を有するとの決定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

ア 上記 2 の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(2) 市は、(1) により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

6 仕様書の交付方法等

(1) 交付期間

2026 年（令和 8 年）2 月 2 4 日（火）から同年 3 月 9 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

(2) 交付方法

福山市ホームページへ掲載する。

(3) 仕様書の質問及び回答

入札参加希望者は、仕様書に対する質問があるときは、2026 年（令和 8 年）3 月 9 日（月）午後 5 時 1 5 分までに所定の仕様書質問書（様式 4 号）を福山市市民局市民部沼隈支

所内海支所へ電子メールで提出すること。電子メールの件名は「福山市うつみ市民交流センター温浴プール管理運営等業務に関する質問」とすること。

- (4) 市は質疑に対する回答を2026年（令和8年）3月13日（金）までに福山市ホームページに掲載する。

提出先メールアドレス：utsumi-shisho@city.fukuyama.hiroshima.jp

7 入札及び開札の方法等

(1) 入札

ア 日時

2026年（令和8年）3月19日（木）午後2時

イ 場所

福山市内海町88番地60

福山市うつみ市民交流センター第一会議室

ウ 入室制限

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札時刻後においては入札室に入室することができない。また、入札室には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(5)イの立ち会い職員以外の者は入室することができない。

エ 退室

次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(2) 辞退

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前であっても、辞退届（様式5号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中であっても、辞退の旨を明記した入札書を入札関係職員に直接提出すること。
なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(3) 入札書の作成方法

ア 入札書は様式7号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に委任状（様式6号）を提出すること。

イ 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、当該代理人が押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

ウ 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、契約書（案）及び規則を十分考慮して入札金額を見積もること。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を唱えることはできない。なお、仕様書等は福山市ホームページへ掲載する。

エ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札参加者等は、様式7号による入札書を入札の日時、場所に直接持参提出すること。

郵便、信書便、ファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

イ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

(5) 開札

ア 日時及び場所

入札後直ちに7(1)イに定める同所で行う。

イ 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う。

ウ 入札室には、入札参加者等、入札関係職員及びイの立ち会い職員以外の者は入室することができない。

エ 入札参加者等は開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

オ 入札参加者は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書の提出までに、入札権限に関する委任状（様式6号）を提出しなければならない。

カ 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することはできない。

キ 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。

- ・公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- ・公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

8 無効入札に関する事項

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
- (3) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (4) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (5) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2者以上を代理して入札したとき。
- (9) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (12) その他特に指定した事項に違反したとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を選定する。
- (3) 当該入札者がいない場合、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (5) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。ただし、再度の入札をする場合において、その入札が1であるときは、無効とする。
- (6) 最低制限価格は、設定しない。

10 その他

(1) 契約の締結

- ア 2026年度（令和8年度）歳入歳出予算の議決が得られなかった場合には、この入札は効力を有しないものとする。
- イ 落札者は、2026年（令和8年）4月1日に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ウ 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- エ 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 業務委託料の支払

業務委託料の支払は毎月、請求に基づき行うものとする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除（規則第25条第1項第2号及び規則第6条第1項第5号による）

(5) 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(6) その他

- ア この入札に際しては、入札心得を承諾のうえ入札すること。
- イ 入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ウ 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については全て入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

11 問合せ先

福山市内海町88番地60

福山市市民局市民部沼隈支所内海支所

問い合わせメールアドレス:utsumi-shisho@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL (084) 986-3111